

平成22年8月24日

## 公益信託の現況—平成21年公益信託概況調査結果

総務省では、公益信託の実態を把握するため、平成11年から毎年、公益信託の所管官庁（国の行政機関、都道府県の知事部局・教育委員会）に対し、調査を行っています。この度、公益信託の所管官庁からの回答に基づき、平成21年調査の結果を取りまとめましたので公表します。

### 1. 信託数（平成21年12月1日現在）

平成21年12月1日現在の公益信託の信託数は569件で（表1）、前年（平成20年12月1日現在）より5件増加となっている。また平成20年12月2日から21年12月1日の間における新規信託数は5件、当該信託財産（当初）は約4億円となっている。

### 2. 信託財産（平成21年3月末日現在）

平成21年3月末日現在の信託財産は前年（平成20年3月末日現在）より約12億円減の約683億円となっている（表1）。

表1 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円 未 満	1千万円以上 5千万円未 満	5千万円以上 1億円未 満	1億円以上 5億円未 満	5億円以上		
国 所 管	180	21	64	37	46	12	31,320,098	174,001
都道府県所管	389	80	158	70	69	12	36,947,010	94,979
合 計	569	101	222	107	115	24	68,267,108	119,977
	比率(%)	17.8	39.0	18.8	20.2	4.2		

### 3. 信託目的別信託数（平成21年12月1日現在）

公益信託の信託目的別の信託数を示したものが、表2であり、奨学金支給、教育振興、自然科学研究助成、国際協力・国際交流促進が上位を占めている。また、個々の信託目的における国所管、都道府県所管の占める割合を見てみると、国所管では自然科学研究助成、国際協力・国際交流促進の割合が高く、都道府県所管では奨学金支給、教育振興、社会福祉の割合が高くなっている。

表2 信託目的別信託数

信託目的	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
奨 学 金 支 給	200	28.5	28	11.9	172	36.9
自 然 科 学 研 究 助 成	81	11.6	60	25.5	21	4.5
人 文 科 学 研 究 助 成	18	2.6	15	6.4	3	0.6
教 育 振 興	86	12.3	6	2.6	80	17.2
社 会 福 祉	63	9.0	13	5.5	50	10.7
芸 術 ・ 文 化 振 興	48	6.8	16	6.8	32	6.9
文 化 財 の 保 存 活 用	8	1.1	3	1.3	5	1.1
動 植 物 の 保 護 繁 殖	4	0.6	2	0.9	2	0.4
自 然 環 境 の 保 全	37	5.3	13	5.5	24	5.2
緑 化 推 進	3	0.4	1	0.4	2	0.4
都 市 環 境 の 整 備 ・ 保 全	30	4.3	5	2.1	25	5.4
国 際 協 力 ・ 国 際 交 流 促 進	80	11.4	60	25.5	20	4.3
そ の 他	43	6.1	13	5.5	30	6.4
合 計	701	100.0	235	100.0	466	100.0

(注) 1 複数の信託目的を有する信託があり、信託目的別信託数の合計は延べ数である。  
2 割合は、延べ信託数に対する百分率。

#### 4. 主務官庁別信託数（平成21年12月1日現在）

公益信託の主務官庁別の信託数を示したものが、表3である。

表3 主務官庁（府省）別信託数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県教育委員会	合計	割合（％）
内閣府	0	—	15	—	15	2.5
警察庁	1	—	1	—	2	0.3
金融庁	0	0	0	—	0	0.0
総務省	20	0	14	—	34	5.7
法務省	2	—	0	—	2	0.3
外務省	15	—	0	—	15	2.5
財務省	0	0	0	—	0	0.0
文部科学省	84	—	7	267	358	60.5
厚生労働省	29	0	41	—	70	11.8
農林水産省	7	—	4	—	11	1.9
経済産業省	22	—	2	—	24	4.1
国土交通省	8	0	25	—	33	5.6
環境省	15	0	13	—	28	4.7
防衛省	0	—	0	—	0	0.0
省庁別合計	203	0	122	267	592	100.0

（注） 合計は、共管重複分を除いていない単純合計。

#### 5. 授益行為の状況（平成20年度までの累計）

授益行為（助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。）の状況を示したものが、表4である。

これによると、個人を対象としているものが、全体件数 108,971 件のうち 74,369 件（68.2%）、合計金額 450 億円のうち 205 億円（45.6%）となっており、件数及び金額ともに最多となっていることが分かる。

表4 授益行為対象別件数・金額（累計）

（金額の単位：千円）

所管官庁	信託数	授益行為対象別件数・金額						合計	
		個人		任意団体		法人		件数	金額
国所管	180	20,029	12,201,496	4,886	4,214,590	3,381	3,217,599	28,296	19,633,685
都道府県所管	389	54,340	8,303,220	18,665	8,572,702	7,670	8,431,769	80,675	25,307,691
合計	569	74,369	20,504,716	23,551	12,787,292	11,051	11,649,368	108,971	44,941,376
授益行為対象別件数の比率（％）		68.2	—	21.6	—	10.1	—	100.0	—
授益行為対象別金額の比率（％）		—	45.6	—	28.5	—	25.9	—	100.0

（注） 共管重複分を除く実数。

（連絡先）

総務省大臣官房総務課管理室 細田・鈴木

（代表） 03-5253-5111（内線5182）（直通） 03-5253-5182

（FAX） 03-5253-5190